# 3 平成20年度大都市税財源拡充要望の経過等について

### (1)「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」《通称「青本」》

#### ア 議長・市長による要望

要望月日	要望先	当 番 市
10月23日	内閣府・総務省・財務省 ・各政党	北 九 州 市

### イ 税財政関係特別委員による要望(党派別要望)

要望月日	要	望	先		幹事市	
11月6日	自由	民	主 党	仙	行	市
11月7日	民	主	党	福	岡	市
11月7日	公	明	党	札	幌	市
11月7日	日本	共	産党	千	葉	市
11月1日	社 会	民	主党	広	島	市

網かけは本委員会委員による要望が行われたもの

#### ウ 税財政関係特別委員長による要望

要望月日	要 望 先	当 番 市
10月15日	衆・参両議院総務委員会	北 九 州 市

## (2)財政健全化判断比率について

### ア 要望内容

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」における、実質公債費比率などの財政健全化判断比率につきましては、大都市特有の財政需要や活用可能な資産などを適切に反映するよう、青本要望等で国等へ働きかけを行ってまいりました。

特に実質公債費比率は、18年度決算に基づくと、本市は26.2%となっておりますが、この算定式には、大都市の膨大な都市基盤整備のための財源である**都市計画税が反映されていない**など、指定都市の実情を十分に斟酌した算定式とは言えませんでした。

## イ結果

昨年12月に総務省から全国の自治体に通知があり、**実質公債費比率の算定** 式に都市計画税を反映することとなりました。

算定式の詳細については今後示されるため、実際の数値については現時点では不明ですが、本市としては都市計画税が反映されました分、低下するものと見込んでいます。

#### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)について

#### 1 目的

同法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、 地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための 計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を 講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものです。 同法の特徴としては、

- ①単年度の収支(フロー)だけでなく、ストック面も含めた指標の整備と情報開示の徹底
- ②比率の対象を全会計及び地方公社・第3セクターに対する一般会計の負担等まで拡大
- ③自立的な健全化努力により財政の健全化を図る、早期健全化段階の設定などがあります。

#### 2 財政健全化法の概要について

- (1) 健全化判断比率の公表について
- ◆ 次の4つの比率について、監査委員の審査に付した上で、議会へ報告するとともに公表し、 あわせて総務大臣及び都道府県知事に報告します。

① 実質赤字比率	<b>一般会計等を対象</b> とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
② 連結実質赤字比率	<b>全会計を対象</b> とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政
	規模に対する比率
③ 実質公債費比率	<u>一般会計等に公営企業会計を加えた公債費</u> の標準財政規模に対す
	る比率
④ 将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対す
	る比率 <u>(地方公社・第3セクター等への損失補償等を含む)</u>

※ その他、公営企業ごとに資金不足比率(資金不足額の事業の規模に対する比率)を 毎年度公表する必要があります。

#### (2) 施行期日と今後の取組

- ◆ 平成21年4月1日
  - → <u>早期健全化・財政再生団体となるか否かの判断の対象となるのは、20年度決算から</u>ただし、財政指標に関する規定は平成20年4月1日から施行することになっているため、健全化判断比率の公表は19年度決算からとなります。
- ◆ 健全化判断比率の算定式の詳細については、19年度決算に向けて国から示されること となっていますので、監査委員の審査等、必要な手続きを踏んだ上で、公表してまいりま す。